

平成27年9月定例会 総務委員会（付託）

平成27年9月30日（水）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

岸本委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時04分）

議事に入るに先立ち、御報告いたします。

去る28日の議会運営委員会において、閉会日に追加提出予定の議案第29号、地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の制定についてにつきましては、本日の委員会で十分御議論いただいた上で、閉会日には委員会付託を省略し、議決することと決定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。

これより、経営戦略部・監察局関係の審査を行います。

経営戦略部・監察局関係の付託議案については、先の委員会において、説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から追加提出予定議案について説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出予定議案】（資料①②）

- 議案第29号 地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の制定について

【報告事項】

- 徳島東警察署に係る用地取得の手續について
- 「いけるよ！徳島・行動計画」評価結果の概要について（資料③）

原経営戦略部長

9月県議会定例会に追加提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。今回、閉会日に追加提出いたします案件は、地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の制定に係る第29号議案1件でございます。

この案件につきましては、経営戦略部所管でございますので、お手元に御配布の総務委員会説明資料（その2）により御説明申し上げます。

説明資料1ページをお開きください。

地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出、その他の地域の活力の再生を推進するため、地域再生法に基づく地方活力向上地域内において、特別償却設備を新設又は増設した者に対する県税の不均一課税について、必要な事項を定めるものでございます。

以上で、追加提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点、御報告申し上げます。

資料はございませんが、徳島東警察署に係る用地取得の手續についてでございます。

徳島東警察署の移転先となる裁判所跡地の取得に向け、8月28日には聾学校跡地を県の最終候補地とした、国有財産取得等要望書を四国財務局徳島財務事務所に提出したところであります。

また、去る9月25日には、四国財務局において、国有財産四国地方審議会が開催され、徳島県徳島市に所在する国有地と徳島県有地を交換することについての審議がなされたところであり、平成29年度を目標に、土地を交換することについての方向性やその方針に基づいて事務手続を進めることについて、適当と認めるとの答申がなされました。

今後は、これを受け、国と鋭意協議を進め、平成30年度の徳島東警察署新庁舎の整備着手ができるよう、円滑な用地取得に努めてまいりたいと考えております。

経営戦略部からは、以上でございます。

どうぞ御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 清水監察局長

監察局から、1点御報告させていただきます。

「いけるよ！徳島・行動計画」評価結果の概要についてでございます。

お手元の資料1を御覧ください。

1ページに記載のとおり、行動計画の評価につきましては、県民目線によるチェック機能の強化を図るため、徳島県総合計画審議会からその評価部門を切り分け、平成23年10月から新たに設置した第三者機関であります県政運営評価戦略会議において実施いたしております。

2ページをお開きください。

評価方法についてでございます。

今回の評価は、「いけるよ！徳島・行動計画」の平成23年度から平成26年度までの4年間の計画期間が終了したことから、この期間の取組内容や成果を総合的に勘案した、AからCまでの三段階の総括評価として実施いたしました。

去る7月31日から8月26日にかけて、行動計画の基本目標ごとに7回の会議を開催し、計画に位置づけられた全ての主要事業、750事業について評価していただいたところでございます。

3ページが評価結果の総括となっております。750の主要事業のうち、「A：成果が上がっている」とされたものが583事業で77.7%、「B：相当程度成果がある」が120事業で16.0%、「C：成果不足」が47事業で6.3%の評価を頂きました。

4ページから10ページにかけては、この戦略会議で頂きました評価や御意見を七つの基本目標ごとに抜粋し、お示しをしております。

次に、11ページをお開きください。

とくしま目安箱などに寄せられた県民の皆様からの意見や提言について、戦略会議において審議の結果、優れたものとして11項目が採択されましたので、その概要を12ページにかけ取りまとめております。

なお、今回の評価結果や県民からの優れた意見・提言につきましては、戦略会議から徳島県総合計画審議会へ提言いたしまして、新たな総合計画である「新未来『創造』とくし

ま行動計画」の見直し、さらには徳島発の政策提言にもつなげていくことといたしております。

総務委員会への各部局からの報告事項は、以上でございます。

どうか、よろしくお願いいたします。

岸本委員長

以上で説明等は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

達田委員

まず、新未来「創造」とくしま行動計画でありますとか、また行革のプランも出されておりますけれども、いろいろな徳島県の在り方を審議する審議会というのが設置されておりました、専門の知識を持たれた先生方、いろんな御意見を出されていると思うんですけれども、今、徳島県の審議会の数、そして、この審議会の中に公募して委員に入っている方がどれぐらいいるのか、お尋ねをいたします。

佐藤行政改革室長

達田委員の方から、審議会等の数でありますとか公募委員の状況に関する御質問でございます。

まず、審議会等の状況でございますが、大きく2種類ございまして、地方自治法に基づく附属機関、法律や条例に設置根拠のあるものが66機関、要綱等に基づく協議会や懇話会等というものが54機関、合計120機関ございます。そのうち、公募を導入しておりますのは、23機関となっております、公募委員の数はその2種類の審議会等で合計50名となっております。

達田委員

本当に、幅広く県民の皆さんから御意見を頂くということが大事ではないかと思うんですけれども、それぞれの委員会で公募して、そしていろいろ御意見を頂くという、そういう計画はないのでしょうか。

佐藤行政改革室長

公募委員を導入するよう、要請するべきでないかという御質問を頂きました。審議会等の委員の選任に当たっては、政策形成過程の透明化や公正化等を一層図るために、専門的な見地から御提言を頂くとともに、県民の皆様の御意見を幅広くお伺いをするという観点から、県の内部規定ではございますが、審議会等の設置及び運営に関する要綱を設けておりました、その中で、審議会等の設置目的又は審議内容を勘案し、委員の公募制を積極的に導入するよう求めているところでございます。

## 達田委員

また、入っていないところは見直しをしていただいて、1人だけ入っているというようなところもありますけれども、決して多くはないと思うんです。ですから、そういう方が意欲的に来ていただけたらと思いますので、是非公募していただいて、公募委員が入れるようにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この行革プランを見ましても、審議委員会等における若年者委員の登用であるとか、女性委員の登用とか書いております。そういう方がどんどん入ることができるようにするためにも、意欲を持った方に手を挙げていただいて、入っていただくということが大事だと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

次に、この新未来「創造」とくしま行革プランについてですけれども、今、審議中ということで、これまで2回、委員会等を開かれていると思いますが、パブリックコメントも終わっていると思うんです。どういう御意見が主に出されているか、代表的なものを教えていただけたらと思います。

## 佐藤行政改革室長

達田委員から、新未来「創造」とくしま行革プラン推進委員会における議論の内容という御質問を頂きました。現在策定中の新未来「創造」とくしま行革プランの素案につきましては、これまで8月と9月の2回、外部有識者15名で構成をしております、新未来「創造」とくしま行革プラン推進委員会にお諮りをし、御意見を頂いたところでございます。

委員の皆様方から頂いた主な御意見といたしましては、人や組織など行政体制の構築に向けた御意見といたしまして、3,000人体制を目指す中、退職職員の経験やノウハウを生かせる再任用制度、これは非常に効果的な手法ではないかといった御意見。あとは、人口減少が進む中であって、公務員の数が減るのはやむを得ない側面もあると。そうした中であっては、業務改善をはじめ、仕事を減らす取組でありますとか、職員間の業務分担の最適化などを進めていかなければならないといった御意見がございました。あと、職員数が減る中、一人一人の力を高めていくという人材育成、これに関する御意見でございますが、地方創生の現場に身を置き、職場と違うリフレッシュした状態で多様な人材とともに研修をすることが効果的ではないかといった御意見。あとは、職員の皆さんが大学生と一緒にフィールドワークに参加をして交流することで、職員も現場を知ることができるし、また、かつ若者の意見や考えを聞くよい機会となる上、学生にとっても県職員の仕事の状況を直接目にするということになりますので、学生の中から県職員を目指そうとする、そういうきっかけとなるのではないかとといった御意見を頂きました。

それと、民間活力の導入に向けた御意見といたしまして、職員数が減る中、「産・学・官・金・労・言」との連携や協働というのは、非常に重要な視点であると。外郭団体やNPOなど、行政と県民との間をつなぐ中間支援組織を効果的に活用すべきだといった御意見などがございました。

そのほかの分野といたしましては、テレワークをはじめとする働き方改革の推進や若者の意見の県政への反映手法の構築でありますとか、あとはマイナンバー制度の周知徹底に関する事、あとは不断の財政構造改革への取組などに対し、御意見を頂戴したところで

ございます。

#### 達田委員

この御意見につきまして、今朝ほどインターネットで見ることができるようになっておりました、全部読むことはできていないですけれども、非常に貴重な御意見を頂いていると思うんです。私もしっかり勉強させていただきたいと思うんですが、私が非常に心配しておりましたことを、先生方も同じように御意見なさっているなという点もありました。その点は、3,000人体制といいますけれども、今までに平成15年から平成27年にかけて629人減らしてきましたよと。そして、まだこれからも3,000人体制と言われるということは、あと125人減らしていくと思うんですけれども、仕事がどんどん過重勤務になっていくんじゃないかということで、本当に能率が上がっていくんだろうかという心配があるわけなんです。職員がどんどん削減される。削減して360億円人件費を削減しましたよと、それが目的ではなかったはずなんです。ですから、仕事が本当に効率的に行えるのか。そして、そのためには職員の健康状態がよい状態で元気に働いていけるのかという、それが問われていると思うんですけれども、職員の労働が重くなって残業が増えているというようなことはないのでしょうか。

#### 板東人事課長

3,000人体制に向け、職員の数を629人削減してくる中で、3,000人であればあと125人ぐらい削減するのかというふうなお話もあったわけですが、今年度も新規採用職員も150名の採用予定ということで取り組む予定にしておりました、総合計画の中でも、今後4年間100人以上の、3桁規模での採用を予定し、執行力が落ちていかないような、若手職員の補充もしっかり行っていこうと考えておるところでございます。

先ほどの超過勤務の実態なんですけれども、現在の状況で言いますと、平成26年度の1人当たりの平均が18.3時間ということで、昨年度に比べますと2時間ほど超過勤務の実績が増えているというところがございます、主な要因としましては、昨年度、災害の待機とかが非常に多かったということとか、昨年度、エポックメイクの年ということで多彩なイベントが展開されたというようなこともありまして、今、そういったような状況になっております。

超過勤務時間というのは、どの位が非常に多いかどうかということ、いろんな議論があると思うんですけれども、職員が健康でしっかりと県民サービスを向上していけるという上では、余り過度な超過勤務が続くというのは適切でございませんので、ワーク・ライフ・バランスにも配慮しながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

#### 達田委員

この委員会の中で、職員さんの中で体調を壊して休んでいる方、その体調を壊している方の中でメンタルヘルスで休んでいる方が結構多いと、割合が多いというようなことが言われております。ということは、非常に仕事の中で疲れるのももちろんですけれども、気を使うとか精神的に非常に疲れが出ているという状況があるんじゃないかなと思いますけ

れども、それはどういうふうに見ているのでしょうか。

#### 宮崎職員厚生課長

メンタルヘルス等の状況ということでございますけれども、委員御指摘のように、メンタルヘルスで長期病休等になる職員というのは、年間30人強ぐらいのところを高どまりを続けているような状況でございます。こうした中で、私どもの方も、メンタルヘルスというのは、まず御自身が気づきにくいところもでございます。それから、周りの管理者とかも気づきにくい。それから、対処が専門的知識を要するというようなことでございまして、御自身が気づけるセルフチェックシステムでありますとか、あるいは、一般職員とか管理職員とか各層を対象にした研修等で早く気づく。また、専門家による相談体制というのを設けておりまして、いざというときは無料で相談が受けられるような体制をとっており、早くそのアドバイスを得て、適切な対処ができるというような対策を行っているところでございます。

また、超過勤務、長時間労働との関連から申し上げますと、月80時間以上の超過勤務をする職員に関しましては、私どもが常時チェックをしておりまして、所属長及び御本人に、検診を受けてください、産業医さんで、私どもの診療所の先生でございますけれども、相談を必ず受けるようにということで、通知を申し上げるようにしております。つい、体を省みず働くというようなことが懸念されるわけでございますので、まず、御本人にしっかりわかっていただいて対処をしていただくというようなことで、早く自分の状態を知っていただきまして適切に自己管理をしていただき、職場でも気を使っただけのような対策をとっておるところでございます。

#### 達田委員

本当に、気持ちの上ですごく大変な思いをしていきますと、体調がどんどん悪くなっていくということはありません。ゆったりと仕事ができる、そして、自分の能力が生かせるという状況であれば、仕事が非常に楽しいと思うんです。職員の数がどんどん減ってきますと、一人一人の能力を高めるんですよと、言葉はいいんですけれども、あれもこれもこなさないといけないようになるということで、非常に重い負担がかかってくるんじゃないかと思われるんです。ですから、新しい人を100人以上ずっと採用していくということですが、その方がきちんと仕事ができるようになるまでに指導していく人が要るわけです。そうしますと、これも非常に大きな仕事になってくるということで、とにかく減らしていけばいいというわけではないと思うんです。ですから、本当に県民のために、どうやったらいい仕事ができるかということを考えていただいて、職員数を考えていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。そのほか、臨時職員さんのこととかいろいろお聞きしたいことがあるんですけれども、また次の機会に教えていただけたらと思います。

また、これから県の職員を減らしていくということですが、退職していく方がおります。ですから、そういうのを差引きしていったら、3,000人体制というのはいつごろになるだろうという見通しをしているのか、それだけお聞きしておきます。

## 板東人事課長

達田委員の方から、職員の数をいたずらに減らすばかりでなくという御質問だと思います。退職者の数に対して、ある程度は見込めるんですけれども、あと、応募して退職される方とかの推移も見ながら、現在、総合計画の中でも、期間内に3,000人に持っていくという形ではなくて、どちらかというとな新規採用、新しい人を雇う方に軸足を置いて、職員の削減の方は行政改革の視点もありますので、継続的に取り組まなければいけないんですけれども、少し進度を緩めて採用の方に軸足を置いた計画にして、この計画期間中は3桁採用という積極的な方向で取り組んでいこうと考えております。

## 西沢委員

まず、人事のことでお伺いします。常日ごろ思うんですけれども、県の防災担当者のことです。数年間一生懸命、防災のことを勉強してかなりの知識を持っている人がおられて、それが人事異動で部署を離れて、その後、その人たちが一体防災に対してどうなっているのかなと懸念しているんです。そういう防災知識を持った人が他の部署に移って、その人は防災には全く絡んでいないんでしょうか。それとも、絡んできているんでしょうか。

防災知識を利用した人事の在り方とか、または防災そのものを続けて勉強していくような、そういう縦割りの行政組織だけでなく横割りで、そんな人が集まってずっと防災の勉強をしていって、より防災のプロを目指していくとか、そういうふうなことはやっておられるのでしょうか。

## 板東人事課長

防災人材、特に専門的な部署で取組みされた職員の能力が人事の中でどうなっているのかということなんですけれども、県職員は技術、事務、いろんな形で採用されていますけれども、基本的には総合職ということで、いろんなところへ仕事に行きます。危機管理部の現場に行った者が、例えば保健福祉部の方へ行ってみたりとかあると思います。

例えば、危機管理部と保健福祉部で言いますと、防災関係の医療の連携とか、必ずそこで防災の知識というのが生きている。いろんな現場に行って、基礎的な素養としては生きているのではないかなと。また、人事ローテーションの中で、何年かたって防災部局の方に帰ってくるというふうなことも当然ございます。

また、現在では新規採用職員に防災士の資格を取得していただくということで、入ったところでまず防災の素養を一段上げるという策もとっていきまして、直接的にその現場に移動した後、防災に直結した仕事というのではないかもしれませんが、異動した先で、その防災の経験というのを生かして、またキャリアを積んで、今後の異動で防災の現場に戻ることもありますし、また違った部署で働くこともあると、そういうふうな人事ローテーションになっているというところでございます。

## 西沢委員

一応、県庁に入るときには防災士の勉強をして防災士になると。それは当然、非常にすばらしいことだけれど、よりプロを、そして現場と密着した中でやること自身は、非常に

いろんな角度から問題点を拾い上げてやっていく、つながっていくと思うんです。だから、担当者が防災だけずっとやれというんじゃないんです。防災をやっている人がほかの部署に移ってその部署をやりながら、プラス防災のことも担当していくと、兼務のような形で、横のつながりをつくって各担当に行くんだと、余計それがいいです。その現場で、その部署部署での対防災に対する問題点を拾い上げてこられるわけですから。そんな中で、それらの人が集まって、よりプロ化していくような勉強もしていくと。1人の職員が、その担当と防災の担当ということを二段構えでやっていくと。当然、防災ばかり勉強するわけにいかないのはわかっていますが、そういう組織をつくることによって全庁的な防災力も上がるし、どこでどういうことがあったとしても、その人が中心になってやるのが可能ですから、よりプロを目指したやり方というのを、そして、その人たちが中心になって、その部署でますます頑張れような、そういう仕掛けをつくった方が、県としての防災力は格段にアップするんじゃないかなと思います。こういう人事の在り方というのはできないものでしょうか。

#### 板東人事課長

防災の観点、防災力は、職員一人一人の素養の中で非常に大切な部分だろうと思います。

ただ、人事の発令ということになりますと、それぞれの本務というのがございまして、福祉の何々課の何々担当を命ずるということで、それを基本的な仕事として専従していただくという中で、一方で、防災とか危機管理事象が起こったとか、日常的な、例えば鳥インフルエンザでの対応とか、そういうような中では、各部署のそれぞれの管理ポストにある者が防災部局と連携して日常の危機管理にも当たるということで、横にということで、様々な連携を通じて、組織の中での防災力の強化ということに努めてまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

これは、人事課長が話す問題程度ではないと思うんです。こういう大きな人事の在り方というのは、残念ながら、課長さんでも、そんなことを検討していたことは絶対ないと思うんです。これから検討するという意味において、部長の方からどうするかと。研究するのか検討するのか、全く駄目なのか、そういう県庁全庁挙げての防災力のアップ、それが全県の県民の命を守ることにになりますから、そういうことを是非検討してほしいんです。どれだけの時間をそれに費やすかは、当然ながらありますけれども、1対1で自分の仕事と今の仕事と、もう一つ1対1でしなさいという、そんなことを言っていないけど。

ただ、せっかく何年間か防災の場所において本当にプロになったんですから、そのプロになったのをもっとよりプロ化すると、そして、みんなを勉強させていく、指導していくという形をとれば、いろんなところからいろんな部署に行っていますから、いろんなことを引っ張り上げてきて特に強化も図れるという意味において、そういう人を、プロ集団を目指して、それらが一つになってやっていくと。一人一人が単なるプロになるんじゃなくて、その人らをうまくまとめ上げて、例えば、たまには、1か月に一回ぐらい会議をするとか、その中で問題点を拾い上げていくとか、そういうことをやっていけばすごい強化を図れる



と思うんですよ。これは部長の方に、こういう意見に対してどう捉えるかということをお答えしてほしいです。

#### 原経営戦略部長

防災のスペシャリストをつくると。県庁の中ではゼネラリストということで、いろいろ業務に携わる機会も多くございます。そういう中で、実は、私も危機管理部で1年おりましたし、県土整備部で三十数年、防災関係もやってまいりました。そういう意味で、今、経営戦略部長をしておりますが、決して過去のスキルが全然ここで活用されていないかと言いますと決してそうじゃなくて、警報のときには必ずその経験が生かされていますし、縦横の連絡も当然その経験の中でやれていると思っています。

そういう意味で、危機管理部に所属した職員たちも、それは当然いろんな分野に配属されると。そういう中でも、防災意識というのは常に危機意識を持つということで、非常に重要だと思っています。そういう意味で、そういう危機意識を持つ職員が全庁的に広がれば、当然、委員がおっしゃった組織の防災力の強化というものにつながってこようかと思っています。

いろんな形で、そういうチームをつくるという考え方もあろうかと思いますが、まずは、職員一人一人がそういう防災に対する意識、危機意識を持つということ、それぞれ経験を次の場にも生かす、そういうこともできていると思っていますので、今委員から御提案があったことにつきましては、まず参考にして、どんな形ができるのか、今すぐにお答えできませんが、検討させていただきたいとそのように思っています。

#### 西沢委員

何でこんなことを言うかということ、今、災害がどんどん大きくなってきています。複雑化、いろんなことが起こってきます。どんどん勉強するものが増えてきています。だから、10年前に担当しても、今とでは大分違ってきています。今の徳島県の現状も違ってきています。そういうことをどんどん勉強していかないといけない。みんなに、勉強しなさいというのは無理です。だから、そういうプロを、よりプロをつくっていくと。それが強化につながると私は思っています。だから、この変化が著しい時代にこそ、何をすべきかということをお考えしてほしいなと思います。

それから、この「いけるよ！徳島・行動計画」の評価結果を見せていただきました。一応は、この評価を踏まえて次の4年間の計画に反映させていくということですよ。それは、そうなんでしょう。でも、例えば、750もこの中で出てきます。合計で750の問題点を調べたと。その中で、成果不足が47、A、B、CのCが47ということですけども、7日間であると。それは、資料は与えられるでしょうけど、一つ一つの審議時間というのは、1日に百何個もやるということになると、こんな短時間に一つ一つ話合いができるんですか。一つに対して割ったら何個なんですか。だから、非常に厳しいというか、時間的にあんまり審議ができないんじゃないかなと。内容的にも余り踏み込んだものがないんじゃないかなと、まず、そういうことをちょっと懸念します。

例えば、中には数値目標というのがこれでいいのかなと。数値目標そのものがこれでい

いのかなというものがあったり、数値目標はオーバーしていますよ、でも中身は大丈夫か。例えば、自主防災なんかは組織率100%近いと思うんですけど、周りで自主防災を一生懸命やっているというのはあんまり見受けられません。一生懸命やっているところと、ほとんどゼロというようなところはいっぱいあります。単なる数値目標というだけじゃなくて、中身まで踏み込んだ監査というのが、本当は求められると思います。では、そんな審議時間があるのかなと思ったりします。そのあたり、どうでしょうか。

辻評価検査課長

「いけるよ！徳島・行動計画」の評価方法について御質問を頂きました。評価方法としては、あらかじめ担当部局が作成いたしました主要事業ごとの評価シートに基づきまして、委員のお一人に評価私案を作成いただいております。その評価シートを事前に全委員にお配りしまして、会議の場ではその評価私案をもとに議論を進めていただき、評価結果として取りまとめるという方法で評価いただいております。

西沢委員

審議委員は全員で何人でしたか。それと、その中で、まずシートを作るのは何人ですか。

辻評価検査課長

戦略会議の委員につきましては14名で評価いただいております。評価案につきましては4名の方にそれぞれ御担当いただいて、作成いただいております。

西沢委員

だから、ほとんどそのたたき台の中で検討するだけじゃないんですか。そのぐらいじゃないと、なかなか時間が長くできませんから。だから、4人が問題点を見つけてやるという形で、ほとんどそれだけに特化しているんじゃないのかなという気がするんですけど。それ以外の気がつくところは集まってということでしょうけど、何か、ちょっと非常に時間的にも、もうちょっと余裕を持ったやり方というのは必要なんじゃないかなと。一つ一つをより精査するようなやり方ができないのかなと、する必要はないのかなと思ったりはするんですけど、いかがですか。

辻評価検査課長

委員の御指摘のとおり、1回の会議におきましては大体100から150前後の事業ごとに評価をいただいておりますが、会議の場では、評価基準としましては数値目標の達成状況等を考慮していただき評価いただいております。評価私案の中でA評価ということにつきましては、数値目標の達成状況を踏まえまして、ほぼ委員の方からは余り意見は出ませんが、B評価あるいは数値目標の達成状況が悪いC評価事業について、集中的に御議論をいただいております。

西沢委員

さっきも言いましたように、目標そのもの、数値そのもので評価していいのかどうかという問題です。自主防災なんか全県何個あるかわからないけど、やっているところは一生懸命やっていますが、やられていないところはほとんどやられていないというのはいっぱいあります。この中で、自主防災組織に参加したというのは、多分かなり少ないんじゃないですか。だから、その自主防災が組織率が100%達成していても、中身が問題でしょう。そういうことを、監査では問題点として捉える必要があるんじゃないですか。だから、数値が達成できているからAとかという、単純なものではないと私は思うんです。そうではないですか。

#### 辻評価検査課長

評価基準につきましては、数値目標の達成度合いというのは、非常に重たいウエートを持っていると思っております。ただ、委員からお話のありましたように、これまでの取組内容だとか事業内容等、あるいは県外の状況、全国順位でございますが、あるいは社会情勢の変化等を考慮いたしまして、評価いただいているものと考えております。

#### 西沢委員

本当に、もっと中身も精査してほしいなと思います。もう一つ例を挙げますと、浄化槽の設置率、これは全国も悪いかわかりませんが、徳島県はずっとほとんどがワースト1です。その中で、今、合併浄化槽というのが進められていますけれども、これは確かに、単独浄化槽から合併浄化槽につきましては、かなり普及したと思うんです。ところが、それらの検査そのものが、なかなかうまくいかない。

結局、今まで聞いてきたのは、検査の在り方が二つ同じようなものがあって、何で二つしないといけないのという、そんな意見も今までよく聞きました。それはさておき、非常に一生懸命やって検査を受けているところと全く受けていないところ、それが半々ぐらいに近いです。そういうものに対して、もっとこうしないといけないじゃないかとか、踏み込んだ監査をやってほしいなと。

ちょっと気になったのが、県有地として単独浄化槽のところは幾つあるのか聞いてみたんです。192施設が単独浄化槽で、合併浄化槽にしなさいよと、でない水質が悪いですよ。合併浄化槽は、単なる今までの単独浄化槽だけでなく、生活排水とかいろんなものを含めて処理できる施設ということでやっています。生活排水そのものは、もともとは流していたとか、そういうところがあったりして、県はどうなのかという踏み込んだやり方とか、監査の在り方がどこまで踏み込んでいるのかなと、そういうことを思います。

だから、まずシートを4人でやって、それをあとの人がそれを中心にしてやるというやり方でいいのかどうか。もっとそれよりも時間をつくって、みんながもっと中身を検査できるような、時間もとっていろんなものを検査していくという体制も必要なんじゃないかなと、そう思ったんです。

#### 辻評価検査課長

今年度の評価につきましては、ただいま御説明させていただきましたように、750事業、

それぞれ評価いただきました。ただ、来年度以降につきましては、新たな行動計画の評価に際しまして、議員からお話のありました効率的な評価、また、更に効果的な評価になりますよう検討してまいりたいと考えております。

#### 西沢委員

明日、今度の4年間の計画が出てくるそうですから、その中ではいろいろ議論ができると思いますが、まずはもうちょっと検査体制そのものを、より中身に特化して広くできるような、そういうことを考えてほしいと思います。

#### 長尾委員

女性の活躍の時代ということが言われております。それで、国は2020年には女性の管理者を30%にすると、こういう目標であります。ここを見渡しても、答弁席に25人いるわけですが、女性は25人中2人です。まずは、この実態をどう見えていますか。

#### 板東人事課長

実態ということですが、今現在、本県の女性登用の現状ということをお答えで返させていただきます。

本県の今の状況ですが、委員御指摘のように、男女共同参画、女性の登用という中で、しっかりと現場で力を発揮していただくことは非常に大切だろうと考えております。これまで、能力活用を目指して、まずは管理職員にいきなり登用ということはできませんので、係長にどんどんなっただこうということで、目標を決めまして進めてきております。要は、裾野をしっかりと広げていこうということで取り組んでおるところでございます。人事の貼り付けなんかでも、主管課の企画立案部門とか、それから対外折衝を伴うような厳しい職場とかにも入っていただいたり、あと、長期派遣研修にも積極的に行っていただくという形で、能力をしっかりと高めていただいて、登用につながっていくような、管理職への登用というのを今進めているところでございます。

当初、平成27年度までに300人という目標設定をしておりましたが、それも2年前倒しでいきましたので、更に目標を高めて350人ということにして、本年度の当初で348名まで係長への登用というのが進んできております。今、この委員会席に入っておる職員ということで言いますと課長級ということになるんですけれども、本県の現状は7.5%ということで、全国水準で見ますと11位という状況でございます。昨年度よりも0.8ポイント、順位も4ランク上がっております。しっかりと裾野をつくりながら管理職への登用も進めてきているというところでございます。

#### 長尾委員

350人にするということで、今のお話では係長以上が348人だから、あと2人ということで頑張っているということはわかるわけですが、県も係長以上の役付き職員数という面からいうと、今は348人だけど、2020年で30%というのは何人になるんですか。

## 板東人事課長

2020年ということで、現在お示ししています総合計画の中で、平成30年までの目標数値というのは現在試算しております。係長役付き職員については、400人を目標に取り組んでいきたいと考えております。あわせて、女性管理職員につきましては、これは、先ほどのお話でもちょっと触れたんですけども、なかなか一長一短に持ち上げていくということは物理的にも不可能なところもございます。そういった中で、現状の数値を、平成25年度で6.8%だった水準を2倍に持っていこうということで、平成30年で13.6%を目指すということで、現在、議会にもお諮りした新未来「創造」とくしま行動計画の中で目標を決めて取り組んでいこうとしているところでございます。

現行が3,125人ですので、仮に30%ということにしますと900人ぐらいになりますので、単純計算しますとそういう数字になります。

## 長尾委員

だから、政府は2020年には管理職が30%。県は、今348人で当面350人にして、これはクリアできると。平成30年には400人にして13.6%にしたいということだけど、2020年というのは平成32年、400人してから更に2年後です。平成30年に400人ということは、国の目標の半分も行かないということになる。役付きという幹部をどこからにするのかということもあるけれども、一応県は係長以上として今目標を立てているわけですね。だから、他県も同じような状況に置かれているかもしれないけれども、いずれにしても、単純にはいかないということもよく分かるわけでありましたが、是非、画期的な取組を期待したいと思っております。

知事部局の最高役職者というのは、私も25年間県議会に籍を置いて、本会議の答弁席に女性が座ったというのは記憶にないと思います。答弁席の左の方には、たまに女性が1人、2人はいるけれども、右の方には未だにいない。平成8年に、部長級職員数というのは2名いた。その後、1名というのが、平成9年、10年、11年、12年、13年、14年と続いて、平成15年に3人になって、平成16年に4人になって、これがピークです。あと平成17年に1名、平成18年からは3人か2人。今、平成26年は2人。だから幹部を3割にするといったら、理事級でいえば、今、理事は何人いるのですか。

## 板東人事課長

平成27年5月1日の配置で、いわゆる部長級という女性職員は3名でございます。ポストは全部で105ございまして、そのうちの3名が女性ということでございます。

## 長尾委員

では、その105の3割というのは何人になるかということ、部長級で言えば本当に寂しい話ではないですか、100以上もポストがあって3人ですよ。こういったことについては、知事に聞かないと言いやうがないけれども、本当に女性の活躍の時代を言うならば、本当に副知事や政策監や部長級に、もっと女性登用させてもいいんじゃないかなという気がいたしますが、これで終わりにしたいと思っております。

#### 板東人事課長

部長級というところを見ますと105名のうち3名というところですが、次の課長級で言いますと274名のうち25名、次の補佐級になりますと738名のうち108名ということで、徐々に、下の方に行くほど上がってきておりました、これがずっとどんどん上に上がってきますので、今後の推移をしっかりと見ていただきたいと思いますところでございます。

#### 長尾委員

その下支えするところを増やしているというのは理解しましたので、今後、その努力を見守っていきたいと思います。

そこで、なかなか理想まで行かなくても、理想に持っていくために、今度、女性の管理職、今は係長以上が348人、その中で課長級とか部長級とかあるけれども、それをどこのレベルにするかは検討の必要があると思うけど、この女性管理職が一堂に会して、女性の管理職だけでしっかりと女性の視点で政策を提言する、女性の管理職だけによる会議の設置ということを私はやった方がいいと思いますが、これについてはどうでしょうか。

#### 板東人事課長

非常に貴重な御意見だと思います。現在、女性の活躍の関係の法案も成立いたしまして、そういった中で、事業所単位での計画づくりなども、今後進めていくようになると思いますけれど、そういった中で、要するに、これからキャリア志向を持って取り組もうとしている女性の声をしっかりと聞くような方向性を持って、事業の計画策定というのをやっていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。

#### 長尾委員

是非、他県でもこういう女性の管理職による、一堂に会しての会議もやっておるようございまして、行政も含めた様々な業種の女性管理職が一堂に会して意見交換できると、そういう組織をやっているところもあるということから、災害時の避難所の問題であるとか子育ての問題とか、それから、いわゆる高齢者の対策やら様々な問題で女性の方に負うところ大なわけでありまして、女性の方々による、そういう管理職による会議。こういったものを是非早急に設置をして、女性の視点を入れた政策を作っていただければと思います。今、次の段階、計画をつくろうというときでありますから、特に今後、そういった計画づくりを検証する上でも、こういう視点も大事じゃないかなという気がいたします。なかなか言えないこともあるんじゃないかと思うので、もう一回、この女性の管理職が一堂に会す場について、部長はどういうふうに考えているのか、御答弁願います。

#### 原経営戦略部長

女性の幹部職採用ということでございます。女性が働きやすい環境づくりということで、委員も非常に関心があるワーク・ライフ・バランスといったもの。例えば、私ども7月1日には、知事をはじめ幹部職員全員がイクボス宣言をさせていただいたりして、男性も女

性も、仕事か家庭かじゃなくて、仕事も家庭も両方欲張れるような職場環境づくりをしていこうというふうに、今取り組んでいるところでございます。そういう意味で、いろんな形の施策を進めまして、今、課長からもありましたが、女性活躍推進法もできております。

そういう意味で、国の動向も参考にしながら、我々、女性職員の方々が管理職に登用できるような仕掛けづくりというようなものを、しっかり今後考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 長尾委員

最後になりますが、県がいろいろ会議をつくると、すぐ専門家とか有識者会議とかいろいろやるんだけど、大概是男性メンバーが多いけど、もちろん内容によっては女性の視点というか、ある意味専門家と言えば、女性の問題は女性が専門家なんだから、本当に女性だけの会議があってもしかるべきであって、そういったものを県全体として考慮していくということは大事だと思いますが、今、部長の答弁については了でありますから、しっかりと、これからそういう仕組み、仕掛けをつくっていただきたい。これについては、今後、引き続き私も聞いていきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

#### 藤田委員

新未来「創造」とくしま行革プランの素案をお示しいただいて、策定の趣旨ということで、常に新たな発想を取り入れた「新次元の行財政運営」に取り組むとあります。これまで、徳島県はずっと新たな発想を取り入れてきたと思うんですけども、「新次元の行財政運営」と「新次元の行財政モデル」、これはどういうふうなことを具体的に示しているんですか。

#### 佐藤行政改革室長

ただいま藤田委員の方から、「新次元の行財政運営」と「新次元の行財政モデル」についての御質問を頂きました。新次元のということで、今回、3,000人体制という話も出ておりますけれども、職員がどんどんと減っていく中、今までにないコンパクトでスリムな行財政組織になって、新たな山積する行政課題に対応していかなければならないと、そういう時代になっていると考えております。このため、先ほど来、御論議いただいておりますけれども、例えば、再任用職員の活用でありますとか、職員数としては減しつつも、短時間による再任用勤務ということで退職公務員の経験やノウハウを発揮して、我々現職の職員のいろんなフォローといいますか、知識でありますとか経験を傳承していただけるような、そういう仕組みなども活用しながら、全体として職員の総力を挙げていけるような、そうしたものを考えておるところでございます。

行財政運営ということで、財政の方になりますけれども、こちらにつきましても、これまでもやってきましたような、ゼロ予算事業、今でありますと、「とくしま“実になる”事業」と呼んでおりますけれども、これまでにない発想で常に効率的な予算執行といったものも視野に入れながら、常に、知恵は地方にありということで新しい行政モデルを生み出していくような、縮小均衡ではない、前向きな未来志向の行財政改革といったものに取り

り組んでいきたいと考えているところでございます。

藤田委員

3,000人体制というのは、言われて久しいのではないですか。これを目指すと言われても、どの時点で3,000人体制になるんですか。

岸本委員長

小休します。（14時06分）

岸本委員長

再開します。（14時07分）

藤田委員

では、この中の財政構造改革ということで、今回、実質公債費比率は非常に注目されて、平成28年度には18%を下回ってということで、昨年20.1%。これは、3年間の平均でしょうか。

岸本委員長

小休します。（14時07分）

岸本委員長

再開します。（14時08分）

秋川経営戦略部次長

平成26年度決算時点で言うと、平成23年、24年、25年の平均で、20.1%でございました。平成27年度、直近で言うと平成24年、25年、26年の平均で、18.9%でございます。

藤田委員

それで、平成28年度には18%を下回る。順調に進んでいかれるわけですね。

では、18%を下回って、実質公債費比率は非常に財政支出の指標の中で大きく注目を集めて、全国ワーストうんぬんということでやられているんですけど、この数字だけにとらわれずに、起債をしてもやるべきことはやらないといけない。

その中で、これからの財政構造改革の中で、この実質公債費比率の数字も含めて、ベストなポジションというか、いや、これは数値だけでないんですよ。ほかの分も含めて、県民の幸福度の追求であるとか、そういう大きな分も含めて、これは、どういうふうな方向を目指していくんですか。

秋川経営戦略部次長

今回の行革プランにおきましては、財政構造改革の県方針を定める期間が平成28年度ま



でございましたので、とりあえずそこまで置いております。だから、この資料を見ていただいても、平成28年度までということで、行政プランとちょっとずれが発生しております。

まず、私たちとしては、それを達成した上で次にどう目指していこうかということ、いろんな方の意見を聞きながら、そのときの経済情勢とかいろんな状況を見ながら、改めて定めていきたいというような考え方をとっております。

#### 藤田委員

状況を見ながらということで、これから定めたいと。しっかりと、本県にベストな数値というものを定めていただきたいのと、今までの反省として、本県は自主財源が乏しい。だから、国の施策の影響、天災みたいな三位一体とかの変更があるので、もっと減らされてこういうふうな結果になったというか、そういうふうな議論。これはいつ起こるかわからないし、どういうふうな状況になるかわからないけれども、そういうふうな対策も本当は必要になってくる。過去の例というか、経験を生かしたこの財政構造改革、ここにその部分を反映していただきたい。もう二度と、18%をオーバーして起債許可団体になるようなことがないようなことも含めて、しっかりと、徳島県は大きい経験をしておりますので、そういうふうな経験を含めたものにしていただくことを要望して、質問は終わります。

#### 板東人事課長

3,000人の目標を明確に打ち出したのは、平成19年に作りました、とくしま未来創造プランの原型のときでございまして、ただ、職員削減の大きな流れは、平成15年の財政構造改革といいますか、国の三位一体改革等の流れの中で、職員も削減していかないとはいけないうらろという行財政改革の大きな流れの中で、まずはスタートいたしました。明確に打ち出したのは、今先ほど申し上げたように、平成19年度からということになります。

#### 岸本委員長

それでは、簡単に確認だけさせていただいたらと思います。久しぶりに財政状況の確認ですけれども、まず臨時財政対策債、この臨財債に近年ずっと頼ってきているわけですが、現状、幾らぐらい臨財債が積み上がって、どれくらい返しているということで、教えていただけますか。

#### 秋川経営戦略部次長

臨財債の状況について御質問でございます。臨財債につきましては、平成13年から制度が始まっておりまして、平成26年度末時点で約4,011億円の発行をしております。ただ、償還もしておりますので、現在の残高につきましては、平成26年度末において3,215億円の残高ということになっております。

#### 岸本委員長

この臨財債は、後で国が100%面倒見ますよと、取りあえず地方で用立ててくださいと

というような債権ですけれども、臨財債の償還方法というんですか、臨財債にも種類があるように聞いておりますが、どんな借入先から借りて、どういうふうに戻していくということについて、まずお尋ねします。

秋川経営戦略部次長

臨財債を借りるに当たって、実際、金融機関等からお金を借りるという具体的な事象が要るんですけれども、大きく分けて3種類ございます。一つは、政府系資金、財政融資と言われていたものですが、それと、あと銀行からの借入れ、金融機関からの借入れ、それと、三つ目は、市場公募債ということで一般市場に求めている3種類ございます。

どんな制度かということでございますけれども、委員長の方から、交付税に算入されているというお話もありましたとおり、それぞれが償還に応じて交付税が入ってくるんですけど、まず、政府系資金の場合だと、3年間据置きで20年後の完済ですから17年の定利償還をしていくというもの。あと、銀行系の借入れについては3年間据置きで、今度は30年、だから27年間、毎年毎年返していきます。それと、市場公募債については、30年満期なんですけど、10年ごとに一括償還をしていくと。そういう三つの制度がございまして、国税の方については3年据置きという上で、それ以降、交付税の方にきちんと算入されて、県の方に地方交付税として入ってきているという状況になっております。

岸本委員長

それでは、政府系から借りている資金、それから銀行、この辺のそれぞれの、どれくらい借りているか、金額を教えてください。

秋川経営戦略部次長

平成26年度末の3,215件と申し上げましたが、政府系資金でいうと866億円、銀行借入れが816億円、市場公募債が1,533億円、計3,215億円が現在高として残っております。

岸本委員長

政府系資金、それから銀行系の資金は、毎年3年間据置きがありますけれども、4年後からはそれぞれ17分1、27分の1と返していっているということですね。それで、市場公募債の方が10年、20年、30年で、10年だったら3分の1。厳密に言うところとちょっと違いますけれども、返すということで、その間からも交付税の中に返してくださいよというお金が来ていると思うんです。その額が幾らぐらい来ていて、今そのお金というのは、返さずにどこで保管していると言ったらおかしいですけど、流れがどうなっていますか。

秋川経営戦略部次長

いわゆる満期一括償還、30年で10年ほど返していくものについては、私ども、毎年30分の1ずつ積み立てていきます。30分の1積み立てていくのは、減債基金という基金がございまして、そこに積み立てていきます。その金額については、例えば、平成26年度に積み立てた金額で行きますと、46億円ほどを減債基金の中に臨財債用として積み立てさせてい

ただいております。

岸本委員長

数字が出ましたのでわかりやすいですけど、平成27年度はどうですか。

秋川経営戦略部次長

平成27年度といいましたら、今現在走っていますので、予算上の考え方だけになりますけれども、55億円ほどになります。

岸本委員長

毎年この市場公募債、それ以外の臨財債は、翌年、国がくれてスライドして返していきますけど、この市場公募債というのは10年間は返さなくていいということで貯金しているような形ですけど、毎年10億円ずつ増えていくという換算ですよ。ですから、それを減債基金に積んでいくということで、今の桁で55億円、60億円近いお金を借金返しのために積み立てているということになります。

そこで、一つは、行動計画の中に基金を1,000億円に持っていくというような目標があるじゃないですか。この目標の中に、この借金返しであるこの基金が入っているのか入っていないのかはどうですか。

秋川経営戦略部次長

入っております。

岸本委員長

これは、借金返しで取りあえず置いていると、ほかの財政調整的基金とか二十一世紀創造基金とちょっと性質が違いますので、ここを分けて二百何十億円かの減債基金がありますけれども、それを分けて考えるということが必要だというふうに考えますが、部長、どうですか。

原経営戦略部長

今、議論いただいている減債基金についてですが、これにつきましては、将来の地方債の償還財源として運用しているということと、もう一つは、長期にわたって財政の健全化のために年度間の財政調整をやるというふうなことで、先ほど委員長からありました、財政調整基金もあると。この二つというのは、安定的な財政運営をする上で非常に重要な基金だと思っております。

このうちの減債基金でございますが、先ほど藤田委員からもお話がありました、平成16年度以降の三位一体改革によりまして、私ども、本県において巨額の財源不足に陥ったと。その対応のために、かなり多額の基金を取り崩したということがございまして、この減債基金が平成21年末にはほぼゼロに近づいたということがございました。こういうことを踏まえまして、先ほども財政構造改革の話がございましたが、その基本方針の中で安定

的な財政運営の基盤をより強固にするための数値目標ということで、減債基金と財政調整基金、これを合わせた財政調整的基金、これについて平成28年度までに600億円にしたいという目標を掲げたところでございます。

一方、委員長からもございましたように、設置目的別に基金を積み立ててございます。例えば、今議会で御議論いただいた道路整備利用基金、阿波の道・夢・基金ですか、こちらについては、高速道路とか、高速道路と一体になった道路網の道路整備とか利用に活用するものでございます。また、命を守るための大規模災害対策基金、これは、人の命を守るための防災・減災とか、そういった事業に使う基金でございますが、そういう基金もありまして、御指摘の1,000億円というのは、平成7年、委員長から説明がありました、本年7月に新未来「創造」とくしま行動計画の中で、私ども県が、県民の方々にわかりやすいように県の行財政改革の進め方をお示しする指標として、今言った、財政調整的基金の600億円と、その他の33事業の基金、合わせたものを総額で1,000億円ということでお示しして、できるだけわかりやすい数値で、私ども、行財政改革の進め方を提示しているところで、委員長から、そういうものは除いてはどうかと、こういう御意見もありますが、一つは、県民の方にわかりやすい考え方としてお示しさせていただいておりますので、その点を御理解いただきたいと思います。と、思っております。

#### 岸本委員長

考え方でしょうけど、県民の方にわかりやすくということであるなら、のけるべきだと。それは、国からもらって、たちまちすぐに返さなくていいと。だけど10年後には返してくださいと。それを、10年かけて1年幾らずつと10回に分けて国がくれているお金をためるのが減債基金であって、これが徳島の将来をつくるための基金総額の中に入っているということ自体がおかしいというふうに思います。

それから、減債基金を先ほど使ってしまったと言っていましたけれども、これは、大阪やいろんなところで問題になっていきますように、この臨財債の償還に充てられるべきお金をほかに使っているという自治体もあると。徳島県はそれはないというふうに聞いておりますけれども、この市場公募債も20年からですから3年後、23年以降ですから、それは使ったということはないと私は思っていますけれども、それは分けて返すべきお金で、実際何かがあったときに使わないといけないというお金でもないと思いますよ。ですから、目標として分けていただけたらというふうに思います。

それと、この臨財債というのは冒頭申しましたように、最初にお金を借りておいてほしいと、後で国が100%払いますと、それが交付税の中に入っているから非常に分かりづらい。今、財政課長の説明を聞いていましたら、毎年10億円増えて、今現在で、今年度は計算上55億円ですか、来年度は65億円、3年後には100億円ぐらいになりますよね。そうしたら、地方交付税がプラス100億円になっていってるのか。来年たちまち、今年はその45億円、交付税のほかに45億円借金返してくださいと、くれているのかどうか、この辺どうですか。

#### 秋川経営戦略部次長

計算式上の話として聞いていただければと思いますが、当然のことながら、交付税の算出の中にこの減債基金相当額というものはきっちりと計算されて入っております。ただ、交付税につきましては、一般財源、総額の中において計算されるもので、税収であったりとかそのときの財政需要によって変動するものでございまして、多分、同じ条件下であれば臨財債とか積み上がってくるんでしょうけど、その年々によってでこぼこがございまして、委員長おっしゃるように、対外的には見えにくい、増えているのか入っているのかよくわからないということなんですけれども、交付税の算入のシートというか、計算式上はきっちりと入っておるということで、国に対してもちゃんとそれはキープするようにと要望していますし、そういう制度になっておると理解しております。

#### 岸本委員長

近年、臨財債をたくさん積み上げているといった中で、交付税はこの委員会が始まる前に確認しましたが、平成23年に1,500億円、平成24年に1,530億円、そして平成25年に1,500億円、平成26年に1,490億円と、余り額が変わっていないんですよ。ですから、税収が増えたら基準財政需要額の中で交付税も決まっていきますけれども、それはあくまでも留保財源なんかがありますから、税収が上がったから100%減るということでは、確かなかったですよね。その辺も踏まえて、年々交付税、純粹借金返しじゃない交付税が、税金等を踏まえてどれぐらいの推移をしてきているということについて教えていただけますか。

#### 秋川経営戦略部次長

直ちにお話しできる内容として、一般財源総額なんですけれども、国の方が、平成27年6月30日に「経済財政運営と改革の基本方針2015」という中で、一般財源総額については、平成30年度までに2015年の地財計画の水準を下回らないような水準で同水準を確保するということの発表をされておまして、これはすなわち、横々でなくて、そういう臨財債をのせた上で、当然それを返さないといけませんから、増えていくものだというところで私は理解しております。

実際に、地財計画における地方の一般財源総額の推移で行きますと、例えば、平成25年度から平成26年度については0.7%の増になっております。今、平成27年度については1.2%増ということで増えてきておりますので、単純に、徳島県にきた交付税だけで見ると削減はでこぼこがございましてけれども、全体のマクロの中では、きっちりと計算されておって増えてきちんとフォローされていると思いますし、今後、それについてはしっかりと財源不足にならないようなことについては、国にも物申すというか、要望も提言もして見極めていきたいと考えております。

#### 岸本委員長

先ほど、市場公募債というのは10年ごと返してもらったらいと、あとの政府系であったり銀行系というのも、3,200億円のうち半分は銀行系であったり政府系から借りていると。もう半分は市場公募債。市場公募債の分が毎年10億円ずつ積み上がっていくぐらいの

額に来ていると。これは当然、すぐ返している政府系についても、10億円ずつ積み上がってきます。交付税が毎年20億円は、借金返しに増えていっていると。それを計算されているということで話をしていただいたと思いますけど、一度じっくり計算していただいて、大体それ以外の交付税はどれくらいだと、実際にそれが減ってきているのであるなら、国に対して要望していかないと、交付税に入っていますって言われてどんどん臨財債を返してくれということになると、我々もわからないまま、いつまでたっても財政がよくなっていかないと、使えるお金が少なくなっているということになりかねませんので、是非整理していただいて、年々追っかけるようにどんどん膨れ上がってきていますので、どうぞよろしくお願いをします。

ほかに、質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました 経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

#### 達田委員

今回情報システムということで、マイナンバーのセキュリティの予算が付いておりますが、非常に危険が伴っているということで以前から指摘をしてきたわけですが、県の制度としてこれが導入されると県民の財産が守れるのだろうかと危惧されますので、この予算が入っている議案第1号には反対でございます。

#### 岸本委員長

それでは、経営戦略部・監察局関係の議案第1号については御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、平成27年度徳島県一般会計補正予算（第2号）については、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、ただいま採決いたしました議案を除く議案について採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま採決いたしました議案第1号を除く、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号を除く、経営戦略部・監察局関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（起立採決）

議案第1号

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第4号，議案第5号

次に、請願の審査を行います。

お手元に御配布の請願一覧表を御覧ください。

はじめに、請願第2号「安全保障関連法案の慎重審議について」を審査いたします。

本件について、理事者に国等の動向について説明を求めます。

原経営戦略部長

請願第2号「安全保障関連法案の慎重審議について」に関しまして、現在の国の動向を説明させていただきます。

安全保障関連法案は、自衛隊法，武力攻撃事態法，周辺事態安全確保法，国際平和協力法など，10の現行法の改正案を一括した平和安全法制整備法案及び他国軍の後方支援のための自衛隊派遣を可能にする新法，国際平和支援法案の2法案から成っております。

これらの法案につきましては、国会の衆参両院における審議の結果、今月19日に法として成立したところであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

岸本委員長

国等の動向については、ただいまのとおりであります。

これらについては、いかがいたしましょうか。

藤田委員

安全保障関連法案については、ただいま経営戦略部長から説明がありましたように、国会における審議の結果、平成27年9月19日に法として成立しておりますことから、本請願については不採択でお願いいたします。

達田委員

私は、採択すべきだと思います。

岸本委員長

それでは、請願第2号「安全保障関連法案の慎重審議について」につきましては、採択及び不採択と御意見が分かれておりますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第4号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」を審査いたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

原経営戦略部長

請願第4号の1「ひとりひとりを大切に作るゆきとどいた教育について」に関しまして、説明させていただきます。

私立高校の授業料減免制度につきましては、県独自の授業料軽減制度の適用により、年収がおおむね350万円未満の世帯にあっては、国の就学支援金交付金に上乗せする形で、授業料軽減事業補助金により授業料を実質無償としております。

また、年収がおおむね600万円程度未満の世帯にあっては、授業料の半額を助成しております。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。

本件は、いかがいたしましょうか。

西沢委員

ただいま経営戦略部長から説明をいただいたとおり、私立高校の授業料につきましては、低所得世帯では実質無料化がなされ、年収がおおむね600万円未満の世帯は授業料の半額の助成と、制度としてかなり充実したものとなっており、厳しい県財政状況の中で非常にがんばっているものと考えられます。

このため、本請願につきましては不採択とすべきものと考えますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

達田委員

採択でお願いいたします。

岸本委員長

それでは、御意見が分かれておりますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、不採択とすべきものと決定することに御賛成の方は、御起立を願います。

（賛成者起立）



起立多数であります。

よって、本件は、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

**【請願の審査結果】**

不採択とすべきもの（起立採決）

請願第2号，請願第4号の1

これをもって、経営戦略部・監察局関係の審査を終了し、本日の総務委員会を閉会いたします。（14時45分）